



IFRS第9号における予想信用損失の見積りによる 重要な虚偽記載のリスクに対する監査人の対応

-GPPCから公表された「The auditor's response the risks of material misstatement posed by estimates of expected credit losses under IFRS 9」の概要-

有限責任監査法人トーマツ

2017年7月

本文書の概要

目的・作成主体・対象者とその内容等

目的:

予想信用損失(Expected Credit Losses、以下「ECL」という)に関する、銀行の監査委員会による会計監査人の監督の支援を目的としている。

作成主体:

グローバル・パブリック・ポリシー委員会(GPPC)とは、監査及び財務報告における品質を高めることを公益目的とする、国際的な6大会計事務所ネットワーク(BDO、Deloitte、EY、Grant Thornton、KPMG及びPwC)の代表によるグローバル・フォーラムである。

対象者:

一義的にはシステム上重要な銀行(以下「SIBs」という)の監査委員会に向けて発出されている。

内容:

7つの章(詳細は次頁以降参照)で構成されており、基本的に各章ごとに「銀行への影響」及び「監査人への影響」について論じている。

その他:

- 当文書は、バーゼル銀行監督委員会の「信用リスク及び予想信用損失会計に関するガイダンス」、開示強化タスクフォースの「銀行のリスク開示における予想信用損失アプローチの影響」、及び、国際監査・保証基準審議会の国際監査基準(以下「ISA」という)第540号改訂プロジェクト「プロジェクトのアップデート及び予想信用損失モデルの適用により生じる監査上の課題に関する初期段階における検討状況」を補完する内容となっている。
- 当文書ではISA第540号「公正価値に関する会計上の見積りを含む、会計上の見積り及び関連する開示の監査」の概念及びガイダンスを考慮しているが、当文書を公表した際、ISA第540号は改訂中であったため、当文書は今後更新する可能性がある。

監査委員会の質問リスト

監査委員会が監査人(及び健全性監督当局)と議論することが推奨される質問のリスト

1. 監査人は、IFRS第9号におけるECLの銀行の見積りの複雑性、判断及び不確実性の主要な源泉をどのように識別したか。(第1章)
2. 監査業務チームのスキル及び知識のレベル、並びに、人員構成を、IFRS第9号におけるECLの銀行の見積りの重要な虚偽表示リスクに影響を与える複雑性、判断及び不確実性の主要な源泉とどのように整合させたか。(第1章)
3. 監査人は、IFRS第9号におけるECLの銀行の見積りの複雑性、判断及び不確実性の主要な源泉に関する銀行の統制に対してどのような評価を行ったか。当該評価は監査人のアプローチにどのような影響を与えたか。(第3章)
4. 監査人は、銀行の様々な業務(例:財務報告業務以外)及び外部の情報源から供給されるデータの目的適合性及び信頼性をどのように評価したか。(第4章)
5. 銀行が近似値を使用している場合、監査人は、これらの近似値の適切性及び当該近似値の使用を排除するための銀行の計画(又はその欠如)をどのように評価し、批判的に検討したか。(第2章)
6. モデルの検証において、監査人はどのような制限を識別し、当該制限に対して経営者が適切な措置を講じている旨の心証をどのように得たのか。(第5章)
7. 監査人は、ECLの見積りに係る、銀行の重要な判断及び仮定(複数の確率加重された将来予測的経済シナリオの選択や、信用リスクの著しい増大の判定のような)の検証において、どのように職業的専門家としての懐疑心を発揮したか。(第6章)
8. 銀行のECLの見積りに係る開示の中立性、明瞭性及び粒度に関して、監査人の見解はどのようなものか。(第7章)
9. 財務諸表全体の文脈において、監査人が銀行のECLの見積りに偏りがなく、ECLに係る開示に関して「一步下がって(stand back)」検討するために、どのような手続きを実施したか。(第6章)

各章の背景と目的

各章の冒頭より引用

<1章 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方>

- 基本的な考え方:IFRS第9号のECLの見積りに関する監査上の対応を考慮する際に必要不可欠、かつ強調すべき基本的な考え方を理解することが、監査委員会が、監査人の重要な虚偽表示リスクへの対応の有効性を評価する上での支えとなる。(1.1.1)

<2章 会計方針>

- 会計方針:当文書では、会計方針の基礎となっている原則とこれらの原則がどのように適用されるか決定する際の銀行の判断を把握するために、より幅広く会計方針を記述している。銀行には、財務諸表が全ての重要な点においてIFRS第9号に従って開示されているという主張を裏付けるための適切な方針を定める責任がある。(2.1.1)

<3章 手続及び内部統制>

- 監査委員会の役割:監査委員会は、統治責任を果たすために、銀行のプロセスや重要な仮定に対する統制システムの理解、及び監査人によるECLの見積りにおける銀行判断に対する批判的検討のための監査手続を理解することが重要となる。(3.1.1)
- 監査人の役割:合理的で裏付け可能なECLの見積りは、銀行のECLの見積りが基礎とする情報の重要な源泉、プロセス及びモデルに及ぶ堅牢な内部統制次第である。監査人は実証手続のみから十分かつ適切な監査証拠を入手することは困難であり、関連する統制の運用評価を行うことが期待されている。(3.1.2~3.1.3)

<4章 情報システム>

- システムへの影響:IFRS第9号の新しい複雑な減損の要求事項により、銀行は新たな情報システムの社内開発、又は既製パッケージの大幅な設定変更が必要となる可能性が高い。(4.1.1)

各章の背景と目的

各章の冒頭より引用

<5章 モデル>

- モデルの決定:IFRS第9号はECLの見積りにおいて、具体的な算定方法を規定していない。様々な商品又は事業に適用されるモデルは、データの入手可能性、信用リスク管理の精度及びポートフォリオに含まれる債権の性質に応じて決まる。(5.1.1)
- 監査委員会による監査の評価:監査委員会は、銀行によるECLの算定が適切であるかを判断する目的で監査人の実施した業務を評価する際、モデルの設計・構築及び検証に係る方針並びにガバナンス、継続的なモデルの見直し、将来予測データ、モデルの調整及び上書き(Overlay)について評価しなければならない。(5.1.2)

<6章 合理的で裏付け可能な判断>

- 判断の複雑性と重要性は、銀行が使用するモデルや詳細な情報の利用可能性(例えば、信用損失の実績水準といった過去事象の情報は入手容易である一方、信用損失の将来水準やボラティリティ、経済状況に関する予測を得たり作成するのは難しい)といった多くの要因によって変わりうる。(6.1.1)

<7章 財務諸表の開示>

- 開示の重要性:財務諸表の開示は銀行のECLの見積りプロセスや見積方法の主要な構成要素を説明し、財務諸表利用者に明瞭かつ有用な情報を提供する上で重要な役割を果たす。(7.1.2)
- 監査委員会の役割①:監査委員会は、銀行が完全かつ信頼に足る財務諸表を開示するために構築した統制とプロセスを理解すべきである。加えて、監査人が銀行の開示を評価するアプローチを、監査人の重要な検討事項や発見事項を含めて評価することは、監視の役割を負う監査委員会にとって重要である。(7.1.3)

各章の背景と目的

各章の冒頭より引用

- 開示への期待:財務諸表の開示は財務諸表利用者の要求を満たし、財務諸表利用者が見積りプロセス、見積方法、重要な判断についての主要な構成要素を理解し、銀行の見積りの質を評価できるようになることが期待されている。(7.1.4)
- 監査委員会の役割②:財務諸表利用者に対する開示の信頼性、透明性、有用性の向上に挑戦し続けることもまた監査委員会にとって重要である。(7.1.5)

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (1/10)

1.1 見積りに関する監査人の一般的アプローチ

- 重要な虚偽表示リスクの識別: 銀行のECLの見積りのような会計上の見積りは、それらの測定における正確性の固有の欠如の影響を受けやすい。見積りの測定における正確性の欠如が、財務諸表に重要な虚偽表示リスクをもたらすことになる。監査人が、(会計上の)見積りは重要な虚偽表示リスクを示していると決定した場合、監査人はその見積りと関連する開示が合理的かどうかについて十分かつ適切な監査証拠を得なければならない。(1.2.1)
- 見積りの特徴: 重要な虚偽表示リスクをもたらす見積りには以下のような特徴がある。
 - 会計の枠組みや見積技法の複雑性
 - 見積額又は見積りの範囲を決定する際の判断の必要性
 - 見積りの不確実性見積りによる重要な虚偽表示リスクに対する監査人の対応は上記の特徴に対処するように立案されなければならない。SIBsにおけるECLの見積りは一般的には上記の全ての特徴を有していると考えられる。(1.2.2)
- 監査手続:
 - 監査人は重要な虚偽表示リスクに重要な影響をもたらす見積りの構成要素を識別し、これらのリスクの源泉に対応した監査手続を立案する必要があるが、監査手続は一つに限らない。監査人は銀行のECLの見積りを理解し、リスクの源泉を識別し、それらに対応した監査手続を立案しなければならない。(1.2.3)
 - 監査人は一步下がって(stand back)、財務諸表全体の文脈と入手した監査証拠の観点で見積りの合理性を評価する必要がある。この評価にあたって、監査人は、経営者の偏向の可能性に留意して職業的専門家としての懐疑心を発揮する。経営者の偏向に対応する必要性は、本ペーパーを通じて議論されている。(1.2.4)

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (2/10)

1.2 ECLがもたらす重要な虚偽表示リスクへの対応アプローチ

- 一般的アプローチ:見積りの監査にあたって、監査人は一般的に以下のアプローチを利用する。(1.3.1)
 - 最終結果の合理性を確かめるために銀行の見積りプロセスを監査する
 - 監査人が独自に見積りを行う
 - 後発事象を検証する
- 監査人独自の見積り: ECLの見積りのためには、金融機関特有の情報、膨大な取引やデータ、経営者の視点を踏まえた将来予測情報等が必要となることから、監査人が独自に見積りを行うことは困難である。(1.3.2~1.3.3)
- 後発事象: ECLは、報告日現在に利用可能な情報に基づいた確率加重により見積られているので、後発事象のみでは、通常は十分に説得力のある監査証拠とはならない。(1.3.4)
- 銀行プロセスの監査:
 - 監査委員会は、監査人に対して銀行の見積りプロセスを監査することを期待しており、銀行による判断の複雑性や範囲、見積りの不確実性の程度を含め、重要な虚偽表示リスクの源泉を評価するとともに、重要な虚偽表示リスクに対する監査上の対応を立案する。(1.3.5)
 - 監査人は銀行のECLの見積りプロセスを監査する際に、職業的専門家としての懐疑心を発揮して、銀行の説明、判断や仮定の根拠となる証拠を評価することになる。なお、銀行の見積りプロセスを監査することによって、監査人独自の見積りや後発事象を考慮することが妨げられるものではない。(1.3.6)
- 財務諸表の検討: 銀行の見積りプロセスを監査する場合であっても、見積りの合理性や偏向の有無を確かめるために、見積りプロセスの個々の構成要素からは一步下がって(stand back)、財務諸表全体の観点でECLの見積りを検討する必要がある。(1.3.7)

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (3/10)

1.3 重要な虚偽表示リスクの評価

- リスクの重要性: 監査人はECLの見積りに関する重要な虚偽表示リスクの重要度の評価を行う必要があるが、ECLの見積りは不確実な見積りであり通常はリスクは低くないと考えられる。(1.4.1)
- 仮定の単純化: 見積りに際しての仮定の単純化が重要な虚偽表示リスクを示している場合には、監査人は仮定の単純化が適切であるか評価する必要がある。(1.4.2)

＜事例＞ 銀行によって使用される、重要な虚偽表示リスクをもたらす可能性のある仮定の単純化の一例として、ECLの見積りに関して1年間の貸倒損失(又はデフォルトリスク)を全期間の損失(又はデフォルトリスク)の近似値として使用することが挙げられる。例えば、銀行は全期間のデフォルト率の近似値として、1年間のデフォルト率を使用できる。ただし、1年間のデフォルト率の使用は、1年間のデフォルト率を使用して見積られたECLが全期間のデフォルト率を使用して見積られたECLとほとんど整合していると銀行が評価した場合にのみ適切とされる。銀行は実施した評価を文書化し、監査人は、信用リスクの著しい増大の識別(すなわち、「ステージ判定」)に対する影響並びにステージ1、ステージ2及びステージ3のECL測定を考慮して、銀行が実施した評価を評価しなければならない。したがって、1年間のデフォルト率が全期間のデフォルト率の合理的な近似値であるためには、1年間のデフォルト率は以下の両方を満たしている必要がある。

- 全期間のデフォルト率と概ね整合する形で貸付期間にわたって推移していること(2つの「デフォルト率曲線」は類似していなければならない)。
- 全期間のデフォルト率として、信用リスクの将来を予測する指標以上の感応度を有していること。

- 監査人の理解: 監査人は、銀行の見積りプロセスに係る作業内容を、その内部統制や情報システムも含めて理解すべきである。銀行の全般的なIT環境の評価や見積りプロセスで使用するデータの網羅性や正確性を確保するプロセスの評価も含まれる。(1.4.3)

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (4/10)

1.3 重要な虚偽表示リスクの評価(続き)

- 見積りの構成要素: 監査人は、ECLの見積りにある重要な虚偽表示リスクに関係する銀行の見積りアプローチの構成要素を識別し、識別されたリスクの源泉に即した監査上の対応を立案する必要がある。その見積りアプローチの構成要素を識別する方法には、'what could go wrong' analyses (section 3.3で詳細を議論する) と感応度分析が含まれる。(1.4.4)

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (5/10)

1.3 重要な虚偽表示リスクの評価(続き)

- **インプット／仮定**: ECLの見積りにおいて特に敏感なインプット及び仮定は、見積りプロセスにおいて重要な虚偽表示リスクをもたらす構成要素であり、そのようなインプット及び仮定は、定量的モデルにおいて見出されるかもしれない。さらに、監査人はモデル化されていない調整(以下「上書き(Overlay)」という)における重要性のインプット及び仮定を識別するかもしれない。(1.4.5)

＜事例＞各銀行のポートフォリオ及び環境は異なるため、ECLの見積方法及びその見積りがもたらす重要な虚偽表示リスクもまた銀行ごとに異なる。監査人は感応度分析を利用し、特定の手法においてECLの見積りに特に影響を与える要素(すなわち、インプット及び仮定)を識別する。識別した要素は、重要な虚偽表示リスクの主要な源泉に含まれることとなる。

ECLの見積りにおける感応度分析は、(1)定められたステージのローンに対するECLの測定、及び、(2)ステージ間のローンの移行の両方を考慮すべきである。

以下に示すのは、ECLの見積りでリスクとなり得る源泉である。ただし、これらはいくまで例示であり、ECLの見積りに特に影響を与える要素に関する予測を行うことを目的とするものではない。

- 不動産ローンのポートフォリオに係るECLの見積りは、LGDの影響に起因するLTVの変化に対して主として影響を受ける可能性がある一方、主にPDに影響を与える他のマクロ経済指標による影響は低い
- 無担保消費者ローンに係るECLの見積りの主要なドライバーは、銀行がローンのステージ移行に適用する「トリガー」であり、信用リスクの増大に関する将来予測的な指標と経済シナリオのウェイト付けを批判的に評価することが重要であると強調している
- 短期ローンポートフォリオにおいて、ECLの見積りは主として直近の過去実績の影響を受け、データ品質の重要性を高めている

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (6/10)

1.3 重要な虚偽表示リスクの評価(続き)

- 開示: 本ペーパーの第7章で議論されるように、重要な虚偽表示リスクは、財務諸表上の開示にも広がる。基準で特に要求されているすべての開示項目が開示に含まれているかどうかの評価に加え、監査人は、開示からは一步下がって(stand back)、ECLの見積りにおける重要な仮定と銀行のポートフォリオにおける信用リスクを開示が伝達しているかについて確認すべきである。(1.4.6)

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (7/10)

1.4 見積りの不確実性

- 不確実性の程度: 特定の見積り項目による重要な虚偽表示リスクを評価する際、監査人によって検討されるリスク要因の一つに、見積りの不確実性の程度が挙げられる。ECLの見積りに係る将来予測的な性質に起因して、見積りの不確実性に関するリスクは、特に開示に関して重要性が高まっている。見積りの不確実性の程度と、合理的に生じうる結果の範囲内でECLを見積るポイントを理解することは、ECLの見積りに関する理解の基本となる。したがって、監査委員会は、見積りの不確実性を理解するための銀行の取組みや、見積りに係る(意図的な、又は意図的ではない)経営者の偏向を評価するためのプロセスや統制、及び不確実性に関する銀行の開示の品質を評価するよう監査人に期待すべきである。したがって、銀行は、見積りの不確実性に係る整合的で中立的なアプローチを有し、合理的に生じうる結果の範囲内に収まる見積額を選択するように、適切に統制され、文書化されたプロセスを有している必要がある。(1.5.1)
- 監査委員会の役割: 監査委員会は、不確実性はECLの見積りに係る性質に起因して常にある程度存在することを理解すべきである。特に、IFRS第9号の適用において、銀行は不可避免的に複数の経済シナリオやそうしたシナリオが将来信用損失へ与える影響の予測について検討する。将来の予測は本質的に不確実である。多くの場合、銀行は、利用可能な現行の技法で一定以上に見積りの不確実性を低減することは困難である。(1.5.2)
- 監査人の役割: リスク評価手続や銀行の業務や環境を理解する際に、監査人は銀行がECLの見積りの不確実性にどのように対処しているか理解するよう期待されている。ECLの見積りに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価に当たり、ECLの見積りが異なる手法の選択や使用する仮定及びデータの変更によって影響を受けやすい点を含め、監査人は見積りの不確実性を検討する。(1.5.3)

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (8/10)

1.5 銀行への影響

- 銀行への影響: 当文書の焦点は監査委員会による外部監査人の監督である一方で、もし、監査人によるECLの見積りの監査の一般的なアプローチが銀行の見積りプロセスを監査することであるならば、監査人は銀行のECLの見積りプロセスへの影響を把握することが期待される。監査人が銀行の見積りプロセスを監査する際に理解する必要がある銀行の取組みは以下の通りである。(1.6.1~1.6.2)
 - IFRSに準拠した質の高い会計方針の選択及び文書化
 - 予想信用損失の見積りプロセスを運用する効果的なIT環境の構築と維持
 - ECLの見積りに関するデータの網羅性や正確性を確保し、これらのデータの目的適合性を評価する統制の構築
 - 安定したモデルの開発、維持、質の高い基準への適合
 - ECLの見積りプロセスにおける重要な判断や仮定の基礎を文書化し、そのような判断がIFRS第9号と整合していることの確認
 - 開示強化タスクフォース(以下「Enforcement of Disclosure Task Force:EDTF」という)の報告を踏まえて、ECLに関する開示が完全であり、明瞭であり、意思決定に有用であることの評価
- 見積りプロセス: 銀行はECLの見積りに関して、適切に統制され、適切に文書化され、適切な裏付けにより支えられ、反復的なプロセスを有していることが重要であり、一連の見積りプロセスにわたる安定的でend-to-endの内部統制を有しない銀行は、最終的に適切な証拠となる裏付けを欠くECLを見積ることになる。(1.6.3)

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (9/10)

1.6 監査委員会の役割

■ コミュニケーション:

- 監査委員会は、銀行の企業統治、特に内部向けの／外部向けの／法定の財務報告に係る整合性に関して不可欠である。監査委員会の役割は、財務報告プロセスや内部監査及び外部監査の有効性について監督すること、上級役員が監査上の指摘に対応して適時に必要な是正措置を講じるように確保すること、及び会計方針や会計実務の制定を監督することを含む。(1.7.1)
- バーゼル銀行監督委員会から2014年に公表された文書「銀行の外部監査」で検討されているように、監査委員会による監査人の監督を可能とするには、監査人との明瞭かつオープンで妥協のないコミュニケーションが必要である。(1.7.2)
- 監査プロセスを通じて、監査人と統治責任者が効果的かつ定期的にコミュニケーションをとることが必要である。監査委員会はコミュニケーションを通じて、監査人の関与の有効性と適時性、監査人が銀行による重大な判断や決定について批判的に検討しているか監督する必要がある。(1.7.3)

■ 必要な知識:

ECLの見積りに関して監査人を監督するために、監査委員会は以下の両方の知識が必要となる。(1.7.4)

- IFRS第9号の要求事項は銀行のECL見積りプロセスにどのように関連しているか
- ECLの見積りに関する銀行のプロセスから生じるリスクに対して監査人はどのように対応することが期待されているか

1. 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的な考え方 (10/10)

1.6 監査委員会の役割(続き)

■ 必要な対応:(1.7.5)

- 監査人が銀行業界及びIFRS第9号の特定の要件に関する適切な知識、能力及び専門知識を有すること、またECLの見積りの複雑性を考慮して監査人が詳細な監査計画を実行するための適切なリソースを有することを確認することに加えて、監査委員会は以下を行うべきである。
 - 監査人によって識別された特別な検討を必要とするリスクを理解すること
 - 銀行のプロセス、システム、統制に関する理解の範囲で監査人の発見事項を評価すること
- したがって、監査委員会が監査人のアプローチや発見事項を評価する際の助けとなるよう、当文書は、銀行のECL見積りプロセスの主要な要素に関連して、「会計方針」、「プロセス及び内部統制」、「情報システム」、「モデル」、「合理的で裏付け可能な判断」、「財務諸表の開示」、のセクションに分かれている。
- 各セクションは、それぞれ以下の通り構成されている。
 - 銀行への影響－監査委員会が銀行のECLの見積りプロセスや統制に関連して監査人にどのような期待をすべきかに焦点を当てている。
 - 監査人への影響－監査人が各セクションで取り上げられているECLの見積り及び財務報告プロセスの各要素をどのように考慮すべきかに焦点を当てている。
- 監査人への影響はさらに以下の通り構成されている。
 - 適切な知識を有しているかどうかを含めて、監査人が十分に知識があることを確認する。
 - 職業的専門家としての懐疑心を発揮しているかどうかを含めて、監査人が銀行の判断を評価していることを確認する。
 - 監査人が正確性と整合性を検証していることを確認する。
 - 監査人が経営者の偏向を評価していることを確認する。

2. 会計方針(1/8)

2.1 銀行への影響

- 会計方針の要件: IFRS第9号の観点で、会計方針は以下を反映したものでなければならない。(2.2.1)
 - 完全であること
 - IFRS第9号の要求事項に準拠していること
 - これまでに蓄積された知識と経験を反映していること
 - 統合的に適用され、実際の引当金のプラクティスを反映していること
- 完全性: 完全な会計方針は、IFRS第9号の適用される要求事項を捕捉し、財務諸表利用者が銀行が行った主要な決定、判断及び解釈を識別できるような十分な詳細な情報を提供する。銀行による明確かつ包括的な文書化は、会計方針の完全性を保証する上で重要な要素である。(2.2.2)
- 準拠性: IFRS第9号は、ECLを決定するための一定の原則を規定しているが、単一の手法は規定しておらず、銀行は、例えば、信用リスクの著しい増大の判定など、複雑な判断を行う必要がある。見積りを伴う判断、銀行の会計方針を適用するプロセスにおいて銀行が実施した判断、財務諸表で認識されている金額に最も重要な影響を与える判断は、IFRS第9号の基礎となっている原則に従い、偏りがなく、文書化される必要がある。(2.2.3)
- 整合性: 銀行は財務報告プロセスに関わる全ての人によって会計方針が統合的に適用されることを確保しなければならない。銀行が強力な統制やガバナンスの枠組みを構築し、組み込むことが重要である。(2.2.4)
- 再評価: 会計方針の選択は一度限りではなく、ポートフォリオの変動やECLの見積りに関連する他の変動に対して会計方針の適切性を定期的に再評価しなければならない。(2.2.5)

2. 会計方針(2/8)

2.1 銀行への影響(続き)

- 見解の考慮: 多くの場合、各国の健全性監督当局やその他の関連機関がIFRS第9号の適用に関する見解を表明している。(例えば、信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス(バーゼル銀行監督委員会が公表)や、IFRS第9号に関するIFRS移行リソース・グループ(IASBが開催))銀行は、健全性に係る監督上の見解がIFRS第9号の要求と整合している範囲で、IFRS第9号におけるECLの見積りに関する会計方針を決定し、適用する際に、これらの見解を考慮に入れることが有用である。(2.2.6)
- 開示
 - 銀行は会計方針がIFRS第9号に準拠し、当文書の第7章に詳細に記述されているように、明瞭に開示されることが期待されている。(2.2.7)
 - IFRS第9号の移行期間においては、その適用プロセスの透明性を高めるために、会計方針に関する開示の一部として、銀行はECLモデルの主要な概念を説明するとともに、IAS第39号にこれらの主要概念が幾つかすでに存在する場合には、IFRS第9号との差異及びその影響を説明する。また、銀行は、継続的に、ECLによる引当を算出する際に行った判断、見積り及び仮定に関する目的適合性のある開示を行うことが必要となる。この開示は読み手が銀行の判断を合理的に理解できるように十分な粒度である必要がある。(2.2.8)

2. 会計方針(3/8)

2.2 監査人への影響

■ 評価の概要:

- 銀行のIFRS第9号に関する会計方針の妥当性を評価し、銀行のECLの見積りに対して効果的かつ高品質な監査を実施するために、監査人は以下を行わなければならない。(2.3.1)
 - IFRS第9号の要求事項に関する十分な知識を有すること
 - 銀行が行った判断の妥当性を評価し、批判的に検討すること
 - 会計方針が正確かつ整合的に適用されているという証拠を得るための監査手続を実施すること
 - 銀行が経営者の偏見のリスクを軽減するために適切な措置を取っているか評価すること
- 監査人は、会計基準の要求事項及び銀行固有の状況の理解に基づいて、銀行の会計方針が(1)基準の要求事項、(2)銀行が基準を適用している方法、を忠実に表現しているかどうかを評価しなければならない。(2.3.2)

■ 十分な知識

- IFRS第9号は、特にECLの見積りに関連して、広範かつ複雑な判断を要求している。監査人は銀行が選択した会計方針が以下の通りであるか評価するために、基準について十分な知識を有することが求められる。(2.3.3)
 - IFRS第9号の要求事項を満たしていること
 - 銀行固有の状況に適していること

この知識を得るにあたって、監査人は以下を行うべきである。

- IFRS第9号の要求事項を理解すること
- 銀行が基準の要求事項を適用する際に意思決定が必要となる判断の範囲を識別すること

2. 会計方針(4/8)

2.2 監査人への影響(続き)

- 意思決定が基準の基礎となっている原則に合致しているかどうかを評価すること
 - 必要に応じて、合理的な市場慣行における決定を評価するために、適切な監査の専門家を関与させたり、銀行の専門家と議論すること
- 会計方針の完全性に係る評価の一部として、監査人は会計基準の原則を適用する際に必要となる会計上の判断を識別する。会計方針の準拠性に係る評価には、銀行が検討した実施上のオプションに関する理解や結論の背景に関する理解が含まれる。こうした手続の実施にあたり、監査人はIFRS第9号の要求事項がどのように銀行内の特定の機能に適用され、代替的ではあるが準拠したアプローチや判断が実務的又は実行可能であることを理解するために、特別な技術や知識が必要となるだろう。(2.3.4)
- 各国の健全性監督当局やその他の関連機関によって説明されているIFRS第9号の適用に関する見解がIFRS第9号の要求と整合している場合、銀行はそれらの見解を検討する。同様に監査人は、銀行の会計方針の妥当性を評価する際に、それらの見解を考慮することが有用である。(2.3.5)

2. 会計方針(5/8)

2.2 監査人への影響(続き)

■ 判断の評価:

- 監査人は、IFRS第9号の要求事項を十分に理解した上で、IFRS第9号の会計方針を適用する際に銀行が行った判断を評価し、批判的に検討しなければならない。これには以下の理解及び評価が含まれる。(2.3.6)
 - 基準の要求事項に関する銀行の解釈
 - 銀行が会計方針を選択する上で行った主要な決定と判断
 - 会計方針の完全性、準拠性及び整合性に関する銀行の主張を裏付けるプロセス及び統制
- 監査人は、十分な詳細内容が文書化された会計方針と会計方針決定の際の分析や根拠に関する文書を入手すべきである。これらの文書を読むことで、監査人は、会計方針が完全性及び準拠性を有しているか、専門家の関与を含め、実施されたプロセスについて理解することができる。また、監査人は、職業的専門家としての懐疑心を発揮して、適用された簡便法又は近似値を含む会計方針の選択及び適用について批判的に検討すべきである。(2.3.7)

2. 会計方針(6/8)

2.2 監査人への影響(続き)

- 簡便法及び近似値の使用に関して、監査人は、簡便法又は近似値がIFRS第9号の要求事項を実質的に遵守しているかどうかを裏付ける銀行の証拠を評価すべきである。さらに、重要な虚偽表示リスクを示す簡便法又は近似値の場合、当初及び継続的に簡便法又は近似値の妥当性を評価する方法の検討を銀行の方針に含めるべきである。(2.3.8)

＜事例＞ SICR「トリガー」の合理性評価の例：銀行はIFRS第9号の要求事項に従ってECLの見積りを行うために簡便又は近似値を使用するかもしれない。銀行は当初及び継続的に簡便法又は近似値の合理性を評価するためのプロセスを有するべきである。

一般的に銀行が近似値を活用するかもしれない局面の一つが、ローンに信用リスクの著しい増大が生じているかどうかを評価するための定義された規準に使用することである。そのような規準は一般的に「トリガー」と呼ばれる。IFRS第9号では、ローンの延滞が30日になるまでに、ローンの信用リスクの著しい増大が生じ、ステージ1からステージ2に移行したと判断すべきと述べている。したがって、銀行は、ローンが30日延滞になる前に、信用リスクの著しい増大を識別するために、十分に将来予測的なトリガーを確立するべきである。

銀行のトリガーについては、当初の選択時及び継続的にトリガーを評価することが、トリガーの適切性の裏付けとなる。銀行によるトリガーの当初の選択を裏付けるため、選択したトリガーが過去にローンが30日延滞になる前に信用リスクの著しい増大を識別してきたかどうかを決定するために遡及的分析の活用を検討するかもしれない。さらに、選択したトリガーがローンが30日延滞になる前に信用リスクの著しい増大を識別し続けているかどうかを監視することには、例えば、そのトリガーが無効であるとみなされる前に、30日延滞になるローンの最大数に関する閾値のような統制を確立することが含まれる。

監査人は銀行の統制の運用の有効性の検証を検討するかもしれない。トリガーがもはや適切ではないと決定された場合には、銀行はローンが報告日時点で適切なステージに存在することを確保する代替的な手続きを実施し、監査人は銀行の分析を批判的に評価するべきである。

2. 会計方針(7/8)

2.2 監査人への影響(続き)

- 監査人は、(1)債務不履行の定義、及び(2)信用リスクの著しい増大の決定を含む会計方針に対する手続を立案する。(2.3.9)
- 債務不履行に係るすべての定義がIFRS第9号の原則と整合的であるとは限らない。IFRS第9号は、必要に応じて定性的な指標を考慮して、信用リスク管理に従って債務不履行を定義することを要求している。例えば、IFRS第9号の下では、ローンのコベナンツへの抵触は債務不履行を示すかもしれないが、バーゼルの枠組みの下では、債務者が償還請求なく完全にローンを返済することができなくなるまでは債務不履行にはならないかもしれない。監査人はECLの見積りにおける債務不履行の定義が将来についての銀行の見解を反映した、偏りのない債務不履行の可能性を表しているか評価すべきである。(2.3.10)
- 監査人は、選択されたトリガーが既に発生した損失を把握することよりもタイムリーで将来予測的であることを確保するために、過去の実績に照らして当該指標を検証することによって、信用リスクの著しい増大を構成するトリガーは何かについての銀行の決定を評価し、批判的に検討すべきである。例えば、これは、問題のあるローンがIFRS第9号における30日延滞の「バックストップ」に抵触する前に、信用リスクの著しい増大が識別されるのはどの範囲かを確かめるために、過去のデータに照らして選択したトリガーをバックテストすることによって実施されるかもしれない。(2.3.11)
- 正確性及び整合性の検証: 会計方針の妥当性を確認した上で、監査人は、ECLの見積りの決定に関わる銀行の様々な業務において会計方針が正確かつ整合して適用されているか評価すべきである。(2.3.12)

2. 会計方針(8/8)

2.2 監査人への影響(続き)

■ 経営者の偏向の評価(2.3.13)

- 監査人は、一步下がって(stand back)、ECLの見積りにおける簡便法や近似値の使用を含め、全体としての会計方針がIFRS第9号の要求事項に準拠しているか、会計方針の選択における経営者の偏向のリスクを軽減するために適切な措置をとっているかを評価することが重要である。
- 銀行は、会計方針の一部として、データの制限や他の実務上の制約の結果として単純化したモデリングのアプローチや近似値を使用した領域について開示上考慮すべきであり、簡便法がECLの見積りに潜在的に重要な影響を及ぼすならば、そのような開示は財務諸表利用者が銀行の見積りプロセスを理解する上で不可欠となる。
- 簡便法や近似値が選択された場合に、監査人による簡便法や近似値の評価には、個別に及び累積的影響の重要度を考慮した上で、継続的に、これらの判断の適切性の評価に関する銀行のプロセスを理解し、評価することが含まれる。また、監査人は簡便法や近似値及びそれらの影響を監査委員会及び統治責任者とコミュニケーションし、議論することを検討するべきである。

3. 手続及び内部統制(1/6)

3.1 銀行への影響

- 必要となる統制: IFRS第9号においては過去の損失データを拡張して複数の経済シナリオにおける将来予測情報を考慮する必要があるため、銀行は従来から利用又は整備されていなかった信用リスク情報、あるいはECLの見積りの判断のために利用可能ではあるが財務報告目的では従来利用されていなかった信用リスク情報が必要となる。後者の場合、データは現在、財務報告に使用されている情報と同様の厳格なガバナンスや統制の対象でない可能性があり、ECLの見積りのために使用される大量の追加的なデータセットのために適切なガバナンスや統制が必要である。(3.2.1)
- データ欠落への対応:
 - 過去の信用リスクデータの欠落は銀行にとってIFRS第9号への移行が困難を伴うことになると考えられるが、データが過去に利用されていなかった、又は整備されていなかった、あるいはローンポートフォリオが重要であるが、報告日までの累積の損失実績に重要性がない場合などが困難を伴うシナリオとして考えられる。(3.2.2)
 - 例えば、新しいローン商品がクレジットサイクルの終了近くに導入されたような場合やポートフォリオが報告日に向けて大きく増加しているような場合には、銀行はマーケットで利用可能な他の源泉からの情報を利用して過去の損失データについて補完しなければならないと考えられるが、外部ソースのデータは内部で生成されたデータと同様に厳格な内部統制の検証対象とされるとともに、目的適合性、信頼性、適切性、完全性を評価されるべきである。また、銀行の商品よりも長い期間にわたって比較可能な商品がマーケットに存在しない場合には、銀行はクレジットに係る専門家判断を行うほか、見積りの基礎の文書化及び見積りプロセスの再現性の確認が必要となる。(3.2.3)
- 内部統制: 銀行がクレジットに係る専門家判断を適切に行うことがECLの見積りプロセスにとって極めて重要であるが、信用リスク格付の付与、所定のポートフォリオに対する信用リスクの主要なドライバーの識別、特定のポートフォリオにおいて信用リスクの著しい増大が識別されたかどうかの評価といった判断は、効果的な内部統制システムの文脈の中で、適切に文書化され、裏付けられ、適切なレビューを受ける必要がある。(3.2.4)

3. 手続及び内部統制(2/6)

3.2 監査人への影響

- 全般的対応: 監査人はECLの見積りによってもたらされる重要な虚偽表示リスクを識別し、適切な手続を実施するために、銀行のプロセスや関連する内部統制を理解しなければならない。さらに、監査人は関連する統制の運用の有効性評価を実施せずに、十分かつ適切な監査証拠を入手可能か客観的に考慮するべきである。(3.3.1)
- 内部統制の対象: 監査人はECLの見積りに関する監査手続の立案にあたって、銀行の内部統制が以下を対象としているか考慮するべきである。(3.3.2)
 - 金融機能以外を源泉とした情報又は外部ソースから獲得した情報を含む、過去情報の完全性、正確性、目的適合性、信頼性
 - 信用エクスポージャーに信用リスクの著しい増大が生じているかの判断を含む、会計方針の適切性
 - 上書き(Overlay)の合理性を含む、モデルの開発、維持、検証
 - 潜在的な経営者の偏向を識別し、軽減するために構築された統制を含む、銀行による見積りの概括的レビュー
- 外部情報の利用: ECLの見積モデルは外部から入手したマクロ経済予測の使用が必要となるが、そのような状況において、監査人は情報の選択や源泉、外部のインプット情報に関する統制を検証することが必要か考慮するかもしれない。このような統制は、完全性や正確性、銀行による源泉の評価、銀行のポートフォリオに対する将来予測の相関の考慮を含むべきである。(3.3.3)

3. 手続及び内部統制(3/6)

3.2 監査人への影響(続き)

- 上書き(Overlay)の検証: ECLの見積りで使用される定量モデルにおける上書きに関して、監査人は上書きの影響度を評価し、上書きの性質が有効であるか、方向性が整合的で大きさが十分であることを批判的に検討するべきである。監査人は、上書きの設定に係る銀行の統制が、重要な虚偽表示を予防又は防止するため十分に適切であるかどうかの評価について検討し、そのような統制のテストを検討する。また、上書きは必要なものであり、信用リスクの変化と方向性が整合しており、かつ十分であって過度ではないことについての決定に係る銀行の統制は文書化されるべきである。(3.3.4)
- 内部統制の不備: 監査人がIFRS第9号におけるECLの見積りの適用又は運用に関する内部統制について不備を識別した場合、監査人はそのような発見事項が独立監査人の監査報告書においてECLの見積りに関連した監査上の主要な事項の一部であるとして議論すべきかどうか考慮するかもしれない。(3.3.5)
- 十分な知識:
 - ECLの見積りに関する銀行の統制を適切に理解し、統制のデザインの有効性を評価し、運用の有効性を評価するために、監査人は、例えば、債務不履行の確率、債務不履行時損失率、債務不履行時のエクスポージャー、割引率又は調整された過去の損失率に基づいた上書き(Overlay)のアプローチといった、銀行の見積技法を理解するべきである。(3.3.6)
 - 監査人はECLの見積りに関する銀行の統制を理解し、評価するために業務チームに専門家が必要となるか評価すべきであり、また、監査業務チームは信用リスク、経済予測、ITシステムといった様々な分野の知識を有することが期待される。したがって、業務チームが適切なスキルを有するために、適切なスキルを有した業務チームメンバーの追加や関連する専門家の参加することが必要となるかもしれない。(3.3.7)

3. 手続及び内部統制(4/6)

3.2 監査人への影響(続き)

■ 判断の評価:

- 監査人はECLの見積りプロセスのうち、より判断を伴う構成要素に関する統制に特に注意を払うべきである。また、監査人は、例えば、信用損失の主要なドライバーの選択についての評価や信用リスクの著しい増大に関する将来予測の指標の選択についての評価を含む、将来予測の要素の選択に関する銀行の統制を評価し、検証することを考慮するべきである。(3.3.8)
- 判断に関する統制のデザイン及び運用の有効性の評価には、銀行はECLの見積りプロセスの各ステップに従っているのみでなく、プロセスから一歩下がって(stand back)、ローンポートフォリオ全体の文脈及び財務諸表全体としてアウトプットが合理的であることを確認することが含まれる。監査人は銀行がそのようなプロセスを有し、批判的に評価していることを確認するべきである。(3.3.9)
- 監査人のリスク評価手続には、統制がECLの見積りプロセスの構成要素に対して必要であるか、有効であるかについての銀行の判断を吟味することが含まれるが、監査人は、銀行の統制システムが有効に構築されているか評価するために、詳細な監査計画の局面において、適切なスキル、知識及び専門知識を活用することが特に重要である。また、監査人は、統制が構築されるべきECLの見積りプロセスにおける構成要素、インプットを識別するために、'what could go wrong' analysisを実施し、銀行の統制がこのような分析で識別されたリスクに対応しているか考慮するかもしれない。(3.3.10)
- 'what could go wrong' analysisにおいて、監査人によって識別された領域は、より複雑であり、判断を伴い、重要な虚偽表示リスクをもたらすECLの見積りプロセスの領域であるかもしれないが、このようなリスクを基礎とした分析は監査手続を通じて継続して実施すべきであり、監査の計画、実施、結論の各局面をつなぐ助けとなる。(3.3.11)

3. 手続及び内部統制(5/6)

3.2 監査人への影響(続き)

■ 正確性及び整合性の検証:

- 監査人は、内部か外部かを問わず、ECLの見積方法で使用されるデータの完全性、正確性、関連性及び信頼性を評価すべきであり、当該評価のために銀行の統制を評価するかもしれない。IFRS第9号への移行における銀行のECLの見積方法で使用されるデータの関連性、信頼性の評価では、財務報告目的で使用された他の情報と同様の堅牢な統制の対象ではなかった内部の源泉から出力されたデータに特に注意を払うべきである。(3.3.12)
- 監査人は、銀行がステージ判定に使用している過去情報及び将来予測情報が正確かつ適切であるかの評価を含め、IFRS第9号の減損モデルの対象となるローンポートフォリオのステージ判定における銀行の統制を評価し、検証することを検討するべきである。(3.3.13)
- 監査人は、ECLの見積りプロセスで使用されるモデルの開発、維持及び検証がIFRS第9号において適切であるか、これらのモデルが年度ごとに整合的に適用されているか評価するべきである。(3.3.14)

■ 経営者の偏向の評価:

- 銀行は以下のような潜在的な経営者の偏向を識別し、軽減する統制を適用することが期待されている。(3.3.15)
 - 例えば、将来の経済シナリオの構築や選択、加重、将来予測情報の源泉の選択やいつ信用リスクの著しい増大が生じたかの決定を含む、重要な判断
 - 矛盾する可能性のある現在の期間の情報を考慮しないこと
 - IFRS第9号で使用される情報と組織の予算編成及びリスク管理目的で使用される情報の整合性

3. 手続及び内部統制(6/6)

3.2 監査人への影響(続き)

- 監査人が銀行による見積りプロセスにおける潜在的な経営者の偏向への対応方法を検討することが、ECLの見積りの検証方法の決定において重要な役割を果たす。監査人は、偏向がECLの見積りの過大計上又は過小計上をもたらす可能性を理解して偏向のリスクに対応する銀行のプロセスを評価するべきである。(3.3.16)
- 銀行は主要な経営者によるレビューの実施により、見積りにおける変更のリスクを軽減しているか及びその方法に関して、明示的に考慮し、文書化するべきである。監査人はそのような統制としての経営者レビューが十分に正確かつ直接的であり、銀行がこれらの統制の実効性及び有効性を立証するために十分な文書化を維持しているか確認するべきである。経営者は見積りプロセスの構成要素からは一步下がって(stand back)、ローンポートフォリオ全体の文脈及び財務諸表全体としてアウトプットが合理的であるかを評価するべきである。(3.3.17)

4. 情報システム(1/5)

4.1 銀行への影響

- ガバナンス: 情報システムの開発及び整備にあたっては、堅牢なガバナンスプロセスが求められ、企業は以下の対応が必要になる。(4.2.1)
 - 本番環境の一部に入る前に、情報システムの各パーツのテストに関する定義されたプロセスを策定する
 - 不正な変更が行われないう、本番環境で稼働した際に誰が権限を持つべきかを決定する
 - アクセスを再評価する(例: 銀行員が変更した場合)
- 自動統制: 情報システムには多くの場合、自動統制(例: ある債権が信用リスクの著しい増大の定義を満たした際に、当該債権をステージ1からステージ2へ自動的に移行させるためのロジック)が組み込まれている。(4.2.2)
- マニュアル統制: 自動統制が存在しない場合は、マニュアル統制(例: 法人に係る信用情報のレビューや、住宅ローンに係る不動産価格等の定性評価)の整備が必要となる。(4.2.2)

＜事例＞ 監査人はマニュアル統制を理解及び評価し、サンプルテストにより統制の運用の有効性を検証しなければならない。

- 「システム外」の統制: ECLの算定の一環として、スプレッドシート等を使用する場合もあり、このような「システム外」のプロセスの信頼性に対しても統制の整備が必要である。(4.2.3)
- 稼働開始後の統制: プロセス及び統制は一定期間にわたり精緻化されていくと思われるため、情報システムが本番環境で稼働を開始した後における変更の必要性を識別・管理するプロセスが必要となる。(4.2.4)

4. 情報システム(2/5)

4.1 銀行への影響(続き)

- 既存システムが存在する場合: IFRS第9号のための特別な情報システムが開発されるより以前から存在する情報システムに、債権レベルのデータが存在する場合も想定される。当該既存システム内のデータを、新たに開発されたシステムにインターフェイスで接続する場合、システム間における直接的な処理への依拠の度合いが高く、手作業による介入の必要性は限定的な方がより堅牢な統制環境といえる。(4.2.5)
- 開発計画: 銀行は、IFRS第9号への移行前に情報システムのプロセス及び統制の開発を開始し、当該プロセス及び統制に係る継続的な精緻化計画(不備のある統制の改善計画を含む)を策定することが期待される。監査人は、軽減する統制が必要となる領域、又は、監査人による追加の作業が必要となる領域を識別し、その結果代替的な監査手続が設計されるよう、詳細な監査計画及びリスク評価手続の一環として当該計画を読解するよう検討すべきである。(4.2.6)

4. 情報システム(3/5)

4.2 監査人への影響

- 詳細な監査計画:「銀行への影響」にて前述した検討事項は、IFRS第9号の情報システムのデザイン、整備及び運用についての十分かつ適切な監査証拠の入手に係るアプローチを監査人がどのように計画するかにより必然的に影響を及ぼす。同時に、企業により作成された情報(Information Produced by the Entity:IPE)の性質及び品質、並びに、当該情報の網羅性及び正確性に関する監査証拠の入手計画も決定づけることとなる。(4.3.1)
- 専門家の利用: 監査の一環でIFRS第9号の情報システムを評価する際には専門家の利用が予想され、監査人は専門家の作業の計画、指示及び評価を行い、監査への影響を判断する必要がある。(4.3.2)
- スプレッドシート作業への対応:IFRS第9号適用開始後の数年間は、基幹情報システム外での手作業によるスプレッドシートの利用が多くなる可能性がある。監査人は、当該スプレッドシートの網羅性、正確性及びデータ移行における検討事項に対応する具体的な手続きを立案し、銀行によるスプレッドシートでの作業を基幹情報システムに組み込む計画を理解しなければならない。(4.3.3)
- 十分な知識:
 - 以下は一般的な情報システム監査における主な要素である。(4.3.4)
 - 検証対象となる情報システムの母集団の決定
 - 識別した情報システム及び関連する統制に対する検証計画の策定
 - 情報システム間のインターフェイスに対する検証計画の策定
 - 監査人は、IFRS第9号の減損の要求事項の対象となる取引のプロセスを理解することにより、監査に影響を及ぼす情報システムを識別すべきである。このことは、当該取引の開始から、ECLが見積られ、総勘定元帳に捕捉されるまでを追う事により可能となる。合わせて、関連するIFRS第7号の開示を作成する際、銀行が使用する情報システムの識別を含む。(4.3.5)

4. 情報システム(4/5)

4.2 監査人への影響(続き)

- ECLの見積りに係る重要な虚偽表示リスクに対応するため、内部統制の運用の有効性を検証する場合、IT全般統制(例:論理アクセス及びプログラムの変更管理)についても検証が必要となる。さらに、情報システムに含まれるモデルの検証及び事後的な変更に対するガバナンスも対象としなければならない。(4.3.6)
- 一部のマニュアル統制も、情報システムにある程度依拠しているため、コンピューターに依存している場合がある。前述の当該統制が依拠する情報システム、IPE及び関連するITGCの識別に係る検討事項は、これらのコンピューターに依存した統制にも適用される。監査人は、このことを詳細な監査計画及び監査手続に織り込むべきである。(4.3.7)
- データ移行に係る検討は、データ移行が自動化されているかマニュアルか、及び、監査人は統制の運用の有効性を検証する必要があると判断するかどうかにより異なる。IFRS第9号の性質及び重要なポートフォリオに関する要求事項の適用において要求される精度を踏まえると、統制に基づくアプローチの採用が必要となり、多大な自動統制の検証作業が求められることとなる可能性が高い。(4.3.8)
- データ移行が自動化されている場合、通常はIT専門家を関与させることとなるが、自動化されていない場合は、監査人がデータ移行に係る統制を検証する(例:ソース・データの突合)。(4.3.9~4.3.10)
- 監査人がデータ移行の網羅性及び正確性を確保するために、整備された銀行のコンピューターに依存する統制、もしくはマニュアル統制に依拠できない場合、監査人はデータ移行をテストするための実証手続をデザインし適用しなければならない。(4.3.11)

4. 情報システム(5/5)

4.2 監査人への影響(続き)

■ 判断の評価:

- 銀行の判断は必ずしも明示的に文書化されておらず、モデル内及びモデルを実行する情報システム内に組み込まれている場合があり、監査人は当該判断の適切性を評価しなければならない。(4.3.12)

＜事例＞モデルに組み込まれた判断項目の例: 観察されたドロウ・ダウンや返済履歴、損失データを用いたモンテカルロ・シミュレーションによるリボルビング信用供与枠のEADの見積り、信用エクスポージャーの重要なリスクドライバー間の関係を考慮した期待値分析を用いた確率加重の決定が挙げられる。

- 監査人は、詳細な監査計画を策定する際、IT全般統制に係る統制環境の強度を考慮する。IT全般統制に係る強固な統制環境の指標となる要因は前述のとおりである。IT全般統制が有効にデザインされ運用された場合、監査人は当該情報システム内にて設定された自動統制に依拠することができるかもしれない。(4.3.13)

■ 正確性及び整合性の検証:

- 情報システムの弱点は、監査人が識別した不備を軽減する統制を検証することにより対処できる場合がある。例えば、あるシステムは、直線的な処理が限られており、網羅性及び正確性を確保するためにマニュアル統制に大きく依存している場合がある。別の例では、中核となるモデルのシステムは、1つの経済シナリオに基づくECLの算定のみ可能であり、他の経済シナリオは別の情報システムにおいて上書き(Overlay)という形で当該見積りに付加される場合がある。(4.3.14)
- 銀行の統制に依拠できない場合、実証的監査手続きの実施を検討しなければならない。多くの場合監査人が独立した見積りを算定することはできないことから、このような状況は統治責任者に知らせなければならない。(4.3.15)

■ 経営者の偏向の評価:

- 監査人は、経営者の偏向の兆候(例: 情報システムへの介入や情報システムに係る内部統制の経営者による無効化)の有無を評価しなければならない。(4.3.16)

5. モデル(1/7)

5.1 銀行への影響

- ガバナンス:モデルが正確で整合的、かつ予測的な見積りを生成し続けることが可能であることを確保するため、モデルの検証プロセスに対する包括的なガバナンスの枠組みを確立する必要がある。(5.2.1)
- 監視:モデルのインプットは、情報、データソース及び基本的な前提から成り、これらは適用される財務報告の枠組みに照らして目的適合性、信頼性、適切性を満たしていなければならない。したがって、モデルが意図した目的に合致しており、モデルの重要な変更が包括的な説明及び正当性を以て文書化されていることを確保するため、主要なモデルの仮定を、実際のポートフォリオの行動と比較し注意深く監視する必要がある。(5.2.2)
- 将来予測情報に係る変数:IFRS第9号において、将来予測情報を考慮する方法に影響を与える多くの変数が存在する。(例:シナリオの数、各シナリオに付される確率加重、マクロ経済予測の入手及び集約、予測期間と関連するエクスポージャーの満期との整合性)(5.2.3)
- モデルの調整:モデル化されていないポートフォリオの特定の側面、及び、モデルを構築・調整する際に使用したサンプルには存在していなかったマクロ経済状況に関する専門家の判断に基づくモデルの調整は、正当化され得る。具体的には、以下の目的で調整が行われることがある。(5.2.4)
 - (修正が予想される)モデルの欠陥の是正
 - 時間的にモデルに含めることが困難な報告日近くの事象の反映
 - 該当する場合には特定の事業に係る考慮事項の反映
 - モデル化されていないリスク要因の反映

5. モデル(2/7)

5.1 銀行への影響(続き)

- 開示(モデリング技法):銀行は、PD、LGD及びEADといった信用リスクの測定値を算定するためのモデリング技法に関して明確で理解可能な開示を行わなければならない。以下はその例である。(5.2.5)
 - 利用したインプット
 - 関連する仮定及び判断(債務不履行の定義、信用リスクの著しい増大の判定方法を含む)
 - 見積りの不確実性の程度、及び当該不確実性に対して実施した措置
 - モデルの基礎となる指標に対するECLの感応度
- 開示(既存のモデルを出発点として利用した場合):銀行は、既存のモデルを出発点として用いた場合、当該モデルへの依拠の度合い及びIFRS第9号に準拠するために行った重要な上書き(Overlay)の開示を検討すべきである。以下はその例である。(5.2.6)
 - バーゼル銀行監督委員会の先進的内部格付手法を出発点として用いた場合、IFRS第9号に合わせる(貨幣の時間価値を考慮する)ための割引率の修正方法(例:加重平均資本コストなのか、実効金利なのか)、及び、当該修正による影響
 - モデルのアウトプットを修正する重大な補正、及び当該修正の論理的根拠

5. モデル(3/7)

5.2 監査人への影響

- モデル・ガバナンス: ECLの見積りプロセスの一般的な監査アプローチにおいて、監査人は、インプットの網羅性、正確性及び目的適合性の検証や、仮定の合理性の評価を含め、銀行のモデルを検証する。さらに、モデルに係るガバナンスの枠組み及び経営者の偏向に対する予防対策の理解及び適切性の評価を行う。適切なモデル・ガバナンスの枠組みの下では、以下を含む適切なモデルの文書化が行われる。
 - モデルの意図する用途、既知の限界、及び主要なパラメーター
 - データ要件及び仮定
 - 実施した検証の結果
 - モデルのアウトプットに対する修正

ECL算定におけるモデルの使用の重要度を踏まえると、監査人は経営者のプロセスを監査すること(「モデルを通じた監査」と呼ばれることがある)がより効率的・効果的と考える可能性もある。(5.3.1)

- モデルのパフォーマンス評価: 監査人は、銀行の方針及びガバナンスの枠組みにより、ECLの決定要因の選択等に係る決定方法を含む基準が確立されているか否かについて評価しなければならない。モデルのパフォーマンス評価には、ストレステスト、バックテスト、及びベンチマークといった方法が考えられ、各モデルの特性を踏まえて選択した最も適切な方法でもって評価しなければならない。パフォーマンスの閾値を大幅に超えた場合、監査人はモデルの再開発又は再調整を含め、銀行の改善策を評価しなければならない。(5.3.2)

5. モデル(4/7)

5.2 監査人への影響(続き)

■ 十分な知識:

- 銀行のモデルの目的適合性及び適切性を評価するために、監査人は、モデリングの概念、及び、モデリングの対象となる銀行の事業(例:信用リスク、ポートフォリオの性質、銀行の経済環境)に対して精通していなければならない。そのために、適切な専門家を関与させることが必要となりうる。(5.3.4)
- 銀行のモデルに係る批判的検討を確保する監査手続を実施するにあたり、監査人は専門家の関与度合いや関与項目を評価しなければならない。(5.3.5)
- 監査人は、モデルの設計に関するいかなる不備も、その監査への影響を評価しなければならない。(5.3.6)
- 監査人は、モデルの設計に関する不適合があったかについても検討することが期待される。(5.3.7)

■ 判断の評価:

- 複雑なモデルの開発及び使用には、モデリング技法、主要なインプットの識別、及び、モデルの調整を含め、元来判断が伴う。監査人は、モデルの開発及び使用において、どの時点で判断が行われたかを識別し、当該判断に対する批判的検討及び評価の手続きを策定しなければならない。(例:当該判断に対する銀行の統制の検証、実証的手続きの実施、又は監査人の判断に基づく代替的見積りの影響の判定)(5.3.8)

5. モデル(5/7)

5.2 監査人への影響(続き)

- 監査人は、モデルが初めて使用される前に検証されているか、及び、継続して意図した目的に適合しているかを定期的に再検証されているかを含め、銀行がモデルの検証プロセスを有しているかを評価しなければならない。以下はその例である。(5.3.9)
 - モデルの仮定の適切性及び整合性を含む、モデルの理論的又は概念的健全性
 - モデルのデータの網羅性及び正確性を含む、モデルの数学的完全性
 - 継続的なパフォーマンス評価を通じたモデルの持続的適切性
- 監査人は、内部監査人に「モデルに係るガバナンス及び統制手続きの独立した審査が存在するか」を質問し、当該審査を評価しなければならない。(5.3.10)
- 監査人は以下について評価しなければならない。(5.3.11)
 - ECLの算定のために採用したシナリオの定義に関する文書及び整備された手続き
 - 将来予測的な見積りをモデル化するために使用したマクロ経済変数と結果生じた信用損失との関係を裏付ける過去データ
 - モデルが、いつ信用リスクの著しい増大が生じたかを適切に捕捉し、ECLの測定に適切に影響を及ぼすかどうか。
 - あらゆる見積りに関して、将来予測データ(例:GDPのトレンド予測)の統合的な利用を確保するために整備されたガバナンスが適切であること。こうしたガバナンスのプロセスにより、想定される要因の内部的な整合性と、それによる全体として合理的な将来経済シナリオの作成が確保されるべきである。つまり、仮に2つ以上の想定される要因が繋がっている場合、そうした要因は互いの関係性に従って連動する。例えば、金利の下落が予想される環境において、銀行は同時に借換えの増加を予測すると想定される。

5. モデル(6/7)

5.2 監査人への影響(続き)

■ 正確性及び整合性の検証:

- 遡及的レビューの利用は、モデルの機能が意図した目的と整合しているかを評価するための一般的かつ認められた実務である。バックテストは、モデル又は構成要素の検証を目的として事後的判断を用いる一つの方法である。その他、ストレステスト、ベンチマーク、及び、その他より定性的な方法がある。(5.3.12)
- IFRS第9号に基づくECLの見積りとは、所与のポートフォリオにおいて発生が予想される損失の銀行の見積りではなく、様々な経済シナリオによって確率加重された12か月ECLと全期間ECLの合計である。したがって、実際に生じた損失を前期のECLの見積りの合計値とを比較することには、ほとんど価値がないかもしれない。(5.3.13)
- しかしながら、ECLの見積りプロセスにおける様々な構成要素は、事後的判断を用いた評価により適している。例えば、モデル化された経済状況のPD影響の検証に、バックテストを実施することが考えられる。監査人は、予測と実績の相違の影響を踏まえ、関連する新たな過去情報に対してモデルが適切に調整されているかを検討しなければならない。(5.3.14)
- 監査人は、銀行のモデルのテスト及び検証手続きにより必要と判断された変更について、モデルが適切に更新され、適時に修正されているか、並びに、モデルに対して適切な変更に係る統制が存在するかについて、検討しなければならない。(5.3.15)
- 監査人は、インプットの適切性、インプットの情報源の信頼性、並びに、観察可能なインプットと観察可能でないインプットの利用の性質及び程度について、評価しなければならない。(5.3.16)

5. モデル(7/7)

5.2 監査人への影響(続き)

■ 経営者の偏向の評価:

- 重要な虚偽表示リスクを示す定量的モデルのアウトプットに対する上書き(Overlay)の適切性の評価には、偏向の兆候に対する上書きの評価が含まれる。(モデルのアウトプットがIFRS第9号の要求事項に準拠していることを確保するために修正が必要となる場合があるため、)上書き自体が経営者の偏向の兆候とは限らないものの、上書きは経営者の偏向の影響を受けやすいことから、批判的な分析を行わなければならない。(5.3.17)
- モデルの適切性の評価には、モデル自体に偏向の影響を受けやすい側面(例:モデルの一部のパラメータの強化(build-up)、又は、モデル化された修正)の有無の検討も含まれる。(5.3.18)

6. 合理的で裏付け可能な判断(1/7)

6.1 銀行への影響

- 監査委員会の役割: 監査委員会は、最も重要な虚偽表示リスクが生じうる(高い不確実性をもたらすものを含む)ECLの見積りに係る判断が、監査人と議論する際のトピックとなるよう期待する。ECLの見積りに関連するすべての判断が重要又は見積りの不確実性を増大させるものではないが、こうした監査人との相互関係を通じて、財務報告に係る内部統制や潜在的な論点を含む重要な情報が監査委員会に提供される(6.2.1)
- 経営陣が勘案する内容: ECLの見積りに関し、経営陣は、セクション2で述べた会計方針の選択や、地理的又は政治的な立場を勘案した将来の経済状況の見込みに係る判断を求められ、例えば、(主観に基づく判断を増大させる)地震のような天災や政治的な混乱に影響を受けやすい地域もあることから、以下に係る判断を包含している。(6.2.2)
 - PD、LGD、EAD、期限前償還の仮定、マクロ経済予測、将来予測情報を含むモデルへのインプット情報
 - コアモデリングアプローチの制約の結果、モデルを調整するような上書き(Overlay)の必要性

＜事例＞ 将来予測情報に関する判断: ECLの測定と資産の分類結果の双方を勘案して、もし単一の経済シナリオから求められるECLの見積りが、より洗練された複数シナリオの見積りと近似している場合にのみ、単一の経済シナリオの利用を支持できる。単一の経済シナリオの利用が、より洗練された複数シナリオの見積りと近似しているかを評価する際、銀行は、単一シナリオでもマクロ経済状況の予測に関係するポートフォリオのECLの非線形性を補足しているかどうかを評価すべきである。(2015年12月に開催したITGのサマリーペーパーを参照)単一シナリオがより洗練された複数シナリオの見積りに合理的に近似するという、説得力のある裏付け可能な分析が無ければ、単一の経済シナリオの利用は、「裏付け可能な判断」であるとは考慮されないであろう。

- 重要な判断の開示: 監査人は、銀行が会計方針を選択する際や、透明性・比較可能性・適時性・関連性・意思決定有用性を有している情報を投資家に提供する重要な仮定を決定する際の開示に係る重要な判断を評価する。こうした開示に対する定量的なアプローチは、判断の変化がECLに影響を与える感応性や生じうる結果の幅を含んでおり、銀行が信用リスクに関する方針をより透明な方法で伝達する助けとなる。(6.2.4)

6. 合理的で裏付け可能な判断(2/7)

6.2 監査人への影響

- 全般: 監査委員会のアクションを含む銀行の業務環境及び統制環境に係る監査人の検討は、どのようにECLの見積りを監査し、銀行がどのように判断を適切に裏付けているかを含めて関連する銀行の判断の合理性を評価するかに影響する。(6.3.1)
- 見積りの判断領域: 重要な判断領域には、重要な虚偽表示リスクの一因となるECL見積りプロセスの構成要素が含まれる可能性が高い。したがって、こうした判断領域について監査人は焦点を当て、監査委員会は監査人の監督の一端を検討すべきとされるかもしれない。ECLを見積もる際の判断領域に共通するものとして、SICR、モデル、経済シナリオ、上書き(Overlay)、及び方針決定が挙げられる。(6.3.2)
- 監査人による説明: 監査人は、銀行による判断の合理性を含む重要な事項に係る見解や、自らがそうした判断についてどのように批判的検討を行い、監査上の裏付けを得たかについて監査委員会に対し説明できなければならない。(6.3.3)
- 監査手続①: 銀行によって決定されるより重要な判断の一つとして、将来の経済シナリオの選定と相対的なウェイト付けがある。ECLの見積りに関する監査人の検証は、そうしたシナリオや相対的な重み付けの合理性を評価する直接的な手続を含めるよう求められる。監査人は、以下の項目を検証することで銀行のシナリオ選定を評価すべきである。(6.3.4)
 - シナリオは、選定と確率加重の両方について偏りのないものか。シナリオが、予算やローン・プライシング、リスク管理、この他の会計上の見積りを含む他の領域で用いられる予測と整合しているかを確認することで部分的に評価される。
 - 「パラメーターの首尾一貫性」があるシナリオか。つまり、各シナリオにあるいくつかの要因間の関係が整合し適切な分析によって裏付けられるか。

6. 合理的で裏付け可能な判断(3/7)

6.2 監査人への影響(続き)

- 監査手続②: 加えて、監査人は、銀行の将来予測シナリオと市場でコンセンサスのあるシナリオ又は監査人が独自に算定した期待値との整合及び乖離や、そうした整合及び乖離に係る銀行の裏付け度合いを検討することにより、銀行のシナリオを批判的に検討すべきである。(6.3.4)
- 十分な知識: 監査人は、判断が必要で重要な虚偽表示リスクを表すECL見積りプロセスの構成要素やインプットを識別すべきであり、そのため監査業務チームは、信用リスク、モデル、経済予測、ITシステム、業界、そして会計テクニカル面について専門知識を有するメンバーから構成されるよう確保すべきである。(6.3.5)

6. 合理的で裏付け可能な判断(4/7)

6.2 監査人への影響(続き)

- 判断の評価: 監査人は、焦点を絞りがつ適合した監査手続が実施されたことを確認すべきである。(6.3.6)
 - 会計方針、見積り方法、モデルや仮定に関して以下のような当初の決定や前期からの変更点を理解し、評価する
 - 会計方針、見積り方法、モデル及び／又は仮定の更新に用いられたプロセス
 - 状況の変化が、モデルに使用されるデータや仮定へどのように反映されたか
 - 仮定の変化が、経営の適切に通知されたレベルによってどのように認証・承認されたか
 - ECLを決定するのに用いたデータの利用可能性の変化に対してモデルが適切に更新されてきたか
 - 利用されたデータの完全性を評価する。仮にデータが、合理的で裏付け可能ではない根拠に基づきECLの見積りから除外されていた場合、監査人はその理論的根拠を調査し、除外の妥当性と合理性を評価すべきである。

6. 合理的で裏付け可能な判断(5/7)

6.2 監査人への影響(続き)

- 職業的専門家としての懐疑心は、ECLの見積りに係る監査人の業務で、特に経営者の偏向リスクやECLの見積りを決定する際に求められる主観的で複雑な判断に関しに決定的に重要な役割を果たす。
 - ECLの見積りについて「何が誤りになりうるか」に係る監査人の評価の質
 - 銀行のアサーションに関する裏付けや反論にかかわらず、全ての合理的で利用可能な監査証拠を厳密に評価したか。監査人は、銀行から提供された証拠を受け入れるだけでなく、独自にその証拠の完全性を検討しなくてはならない。
 - 主観的な要因(例えば、銀行が「信用リスクの著しい増大」や将来経済シナリオの確率加重に係る銀行の検討)及び客観的な要因(例えば、経済ファクターとPDの間の相関性)に関する検証を含む監査人の専門家としての判断
 - 銀行の仮定に対する批判的な検討を含め、監査手続においてどのように経営者の偏向を検証したか
 - 質問に対する銀行の回答の適切性及び妥当性に関する監査人の検討
 - 専門的なスキルや知識を有するメンバーの検討と利用
- 監査委員会の結論: 上記項目に関連する監査対応を通じた監査人の行動は、監査対応を通じた他の行動と同様に、実施された監査の質に係る監査委員会の結論の基礎を形成する。結論の基礎は、監査委員会による監査人との一般的な相互協力や監査人の評価によって裏付けられる。(6.3.7)
- 開示: セクション7で議論されているように、監査人は、基準書に関して具体的に要求されている開示と特に見積りの不確実性が増大する場合には具体的に要求される範囲を超えた開示の双方を含めて、開示の十分性及び適切性を検討すべきである。(6.3.8)

6. 合理的で裏付け可能な判断(6/7)

6.2 監査人への影響(続き)

- 正確性と整合性に係るテスト: 監査人は、特に銀行が潜在的に矛盾している証拠を除外しているかどうかを考慮して、銀行の判断が合理的に利用可能なすべての情報を適切に検討されているかを検証すべきである。監査人は、専門家の結果がそうした証拠を識別しているかどうかを検証し、仮に識別した場合にはその影響評価に関して専門家と相談すべきである。(6.3.9)

＜事例＞ 将来予測情報の評価: 監査人は、銀行が合理的に利用可能なすべての関連情報を適切に検討したかどうかの識別を含め、銀行の将来予測に関する経済シナリオの合理性を評価する専門スキルを利用する必要がある。監査人は、銀行が検討した情報が完全かどうか、また銀行が相矛盾する情報を適切に検討したかどうかの評価を支援する専門家と相談する。例えば、監査人は、潜在的に銀行の予測と相反するもので、銀行には明確に検討されておらず幅広く引用されかつ関連する経済予測を識別する経済学の専門家を関与させる。監査人は、この潜在的に予測と相反する情報について銀行と議論するとともに、なぜ銀行がこの情報を検討しなかったか、あるいはどのようにすれば銀行はその情報を検討したのかを理解し、さらに銀行の回答を評価する際に支援してくれる専門家と相談すべきである。仮に、銀行が潜在的に予測と相反する情報を適切に検討していなかった場合、監査人は当該情報が予想信用損失の見積りに与える影響を評価すべきである。

- 監査人は、銀行の判断を評価して合理的であることを確認する適切な手続きを実施すべきである。こうした手続には以下に掲げるものが含まれるが、これらに限定されない。(6.3.10)
 - 内部データと利用可能な外部データを用いたベンチマーキングの実施
 - 一貫していない仮定の兆候の評価、銀行の裏付け資料に反する矛盾点の評価、そうした矛盾が合理的に説明可能かの評価
 - 銀行による過年度の見積りに係る判断と仮定について偏向の兆候の検証

6. 合理的で裏付け可能な判断(7/7)

6.2 監査人への影響(続き)

- 監査人は、見積りのプロセスと結論を評価するバックテストの性質を理解する目的で適切な手続を設定し実施すべきである。(6.3.11)
- 経営者の偏向に係る評価: 監査人は、重要な虚偽表示リスクを示す銀行の判断の合理性を評価し批判的に検討するために十分かつ適切な監査証拠を得るべきである。これには、判断を裏付ける、又は判断と矛盾する情報の検討も含まれる。監査人が、情報の合理性及び矛盾や不整合な要素を厳格に評価せず、銀行の適用する方法や仮定を裏付ける情報だけに焦点を当てないことが決定的に重要である。(6.3.12)

＜事例＞監査人によって評価されるべき相矛盾する情報: 銀行の経理部門とリスク部門がそれぞれPDを算定しているが、彼らが計算において異なる事象を用いていることが明らかな情報を入手した場合が挙げられる。銀行は、なぜ会計部門の比率がリスク部門によって決定されたものより適切であるかを検討又は説明することなく、会計部門によって決定された比率を用いている。監査人は、異なる比率を理解し、リスク部門の比率を考慮して会計部門による比率が調整されるべきかどうかを批判的に評価すべきである。

- 監査上の判定: 監査人は、偏向のない方法による基準適用の要求とECLの見積りに包含される主観と判断の間で偏向の兆候(例えば、銀行による中立性の欠如)を識別した矛盾する情報を検証・評価すべきである。以下を判定する目的で監査手続を実施する。(6.3.13)
 - 銀行は、ECLの見積りを決定する際に利用可能なすべての情報を検討したか。可能であれば、他の企業の信用損失の実績を勘案することも含めているか。
 - 経営者の戦略的な計画期間を超える期間をカバーする補外による予測(extrapolated projection)に、潜在的な経営者の偏向が含まれるか。
 - 行内の異なるファンクション出身の多様なレビュー・チームは、重要な仮定を含むECLの見積りの適切性をレビューし批判的に検討している。経営者の偏向は、ECLの見積りに関して特に懸念すべき事項であり、見積りに係る高い不確実性を伴うことから、経営者の偏向を減少させ、より裏付けと信頼に足る見積りを行うには多様なレビュー・チームが有益である。

7. 開示(1/5)

7.1 銀行への影響

- 開示の要求事項: 銀行はIFRS第9号の財務諸表の開示が完全で、信頼性があり、明瞭に開示されていることを確保する必要がある。(7.2.1)
- 考慮すべき要素: 銀行は財務諸表がローンポートフォリオに関連性のある必要な全ての開示及び追加的な開示を含んでいるか評価するプロセスを構築する必要がある。この評価に際して考慮すべき要素は以下の通りである。(7.2.2)
 - IFRS第7号で必要とされる情報の他、銀行の信用リスクエクスポージャーの適正な記述のために追加的な情報が必要かどうか考慮して開示の適切性を評価する。
 - EDTFは、財務報告に係る主要な活動と関連するリスク及びそれらのリスク管理についてもすべて開示するよう、銀行に包括的なアプローチを期待している。2015年11月に公表された改訂版では、関連する開示の重要性を改めて強調している。さらに、EDTFは、統合的で他行と比較可能な適時開示を銀行に求めている。
 - 移行期間において、EDTFは、提供される(定性的又は／かつ定量的な)情報のタイミングを重視した段階的なアプローチを奨励しており、銀行は年度ごとに開示の性質と範囲の両面で改善を図るよう期待されている。
- 提供すべき開示: 銀行は財務諸表利用者がECLの見積りにおける信用リスクの変動の影響を理解できるように以下を開示するべきである。(7.2.3)
 - 銀行の信用リスク管理実務及び当該実務とECLモデルがどのように結びついているかに関する詳細な情報
 - 著しい信用リスクの集中を含む、銀行の信用リスクエクスポージャーに関する十分な開示
 - ECLの金額、年度ごとのECLの変動、変動のドライバーが評価可能となる定量的及び定性的開示
- 開示レビュー: 開示の定期的なレビューによって、開示情報が、依然として銀行のローンポートフォリオの信用リスクに影響を与える特定の状況に関連し続けているか確認する必要がある。(7.2.4)

7. 開示(2/5)

7.2 監査人への影響

- 完全性の評価: 監査人が開示の完全性を評価するにあたって実施すべき事項は以下の通りである。(7.3.1)
 - ECLの見積りに関連するIFRSの開示の要求事項に関する十分な知識を有すること
 - 開示が完全かつ適切であることを確認するための検証
 - 開示に経営者の偏向がないかどうかの評価
- 透明性の評価: ECLの見積りやモデルが本質的に複雑かつ主観的であるため、監査人は、財務諸表からは一步下がって(stand back)、リスクの開示が十分に透明性があるかどうかを評価しなければならない。この評価にあたっては、EDTFや証券業務規制当局、及び健全性監督当局の見解を考慮することが有用である。(7.3.2)
- 十分な知識:
 - IFRS第9号のECLの見積りプロセスにおける銀行の判断や見積りの不確実性が財務諸表に明確かつ適正に表示されるよう、IFRS第9号は開示の強化を求めている。(7.3.3)
 - 以下はECLに関連する定量的な開示である。(7.3.4)
 - 損失評価引当金の変動に寄与した主要な変動要因を示す、リスクカテゴリーごとの総額での帳簿価額
 - 期中の主な変動要因を区分した、損失評価引当金の期首から期末への調整表
 - 信用リスク格付ごとの総額での帳簿価額
 - 直接償却、償却後の回収、条件変更、担保の金額
 - 銀行は総額での帳簿価額の著しい変動がECLの見積りの変動にどのように影響をもたらしたかのみならず、オンバランス及びオフバランスエクスポージャーについて総額の帳簿価額のステージ間の移動に関する分析を開示するかもしれない。(7.3.5)

7. 開示(3/5)

7.2 監査人への影響(続き)

- IFRS第7号は、銀行によって使用されるインプット、仮定及び技法を含め、銀行が以下を判断する際に使用するECLの見積りに関連する新たな定性的な開示を要求している。(7.3.6)
 - 信用リスクの著しい増大又は債務不履行がいつ生じたか
 - ローンがいつ信用減損したか
 - 直接償却及び条件変更に関する銀行の方針
 - ECLの見積りに関連するその他の重要な事項(銀行が適用しているプロセスの詳細な記述を含む)
- 銀行はECLの見積りの著しい変動の説明に有用なポートフォリオの変動に関連する情報など、ECLの見積りに関連する追加的な定量的な開示を考慮する。(7.3.7)
- 監査人は銀行のオペレーション、ローンポートフォリオのタイプや質、見積りプロセスを十分に理解する必要があるが、特に、信用リスクの主要なドライバーやいつ信用リスクの著しい増大が生じたかの銀行の決定に留意する必要がある。(7.3.8)

■ 判断の評価:

- 銀行の開示の監査人による評価には、ECLの見積りにおける銀行の主要な判断に関する要求されるすべての開示が行われ、当該開示が正確かつ記述的であることを確保することが含まれる。(7.3.9)
- 監査人は銀行のオペレーション、ECLの見積りプロセス、ローンポートフォリオの信用の質の理解に基づき、開示が監査人の理解と整合しているか確認する。(7.3.10)
- 加えて、監査人は、銀行の開示の質を評価する際に、例えば、各国の健全性監督当局のような主要なステークホルダーの見解を考慮することが有用であり、そのような見解が考慮されていない場合には経営者の見解について批判的に検討する必要がある。(7.3.11)

7. 開示(4/5)

7.2 監査人への影響(続き)

■ 正確性及び整合性の検証:

- 監査人は開示の網羅性及び正確性に係る銀行のプロセスを検証するにあたって以下を理解するべきである。(7.3.12)
 - 開示を作成する際に使用される情報源泉の信頼性及び合理性
 - 銀行が負うリスクについて、明瞭であり、バランスのとれた理解可能な情報を財務諸表利用者に提供しているかという観点での開示の十分性
 - 会計システム又は財務諸表の開示を集約するために活用される他のサブシステムに関するIT全般統制
 - 見積りプロセスに関するシステムと財務諸表の開示作成に関するシステム間のコミュニケーションプロセス
 - 財務諸表の開示作成チームにて情報の正確性及び整合性を検証するための統制とレビュー手続
- 監査人は開示の正確性及び完全性を確認するために詳細な監査計画を立案しなければならない。監査手続は銀行プロセスの性質の理解、見積りプロセスの複雑性、監査人によるリスクの評価によって決まるが、例えば、詳細なデータの検証やIT全般統制の検証を実施しなければならない。(7.3.13)

7. 開示 (5/5)

7.2 監査人への影響(続き)

■ 経営者の偏向の評価:

- 監査人は、IFRSの要求事項を反映した開示となっているか、経営者の偏向はないか考慮する必要がある。開示は、ECLの見積りプロセスが頑健であり、利用するシステムには信頼性がある情報で適正に開示されていると考える財務諸表の利用者に対し、明確に表示されるようにデザインされていることが期待される。監査人は、このような点について、開示の基礎となるデータの有効性の確認、及び、開示を作成するための銀行プロセスについて確証を得ることで評価する。(7.3.14)
- 監査人は、一歩下がって(stand back)、開示に関して以下について評価する。(7.3.15)
 - 監査人のポートフォリオの理解と整合しているか
 - 信用リスクの源泉が記述されているか
 - 財務諸表利用者が銀行の見積りプロセスや銀行による判断を理解する上で有用であるか
 - 見積りの不確実性に関して説明をしているか

用語集(1/2)

用語	説明
Basel Committee / BCBS	バーゼル銀行監督委員会
EAD	債務不履行時のエクスポージャー
ECL	予想信用損失
EDTF	開示強化タスクフォース
GPPC	グローバル・パブリック・ポリシー委員会
GCRAECL	バーゼル銀行監督委員会による予想信用損失会計に関するガイダンス
IAS	国際会計基準
IAS 39	国際会計基準第39号「金融商品：認識及び測定」
IAASB	国際監査・保証基準審議会
IASB	国際会計基準審議会
IFRS	国際財務報告基準
IFRS 7	国際財務報告基準第7号「金融商品：開示」

用語集(2/2)

用語	説明
IFRS 9	国際財務報告基準第9号「金融商品」
IPE	事業体が生成した情報
IS	情報システム
ITGCs	IT全般統制
KAM	監査上の主要な事項
LGD	債務不履行時損失率
PD	債務不履行の確率
SEC	米国証券取引委員会
SIB	システム上重要な銀行
SICR	信用リスクの著しい増大
US GAAP	米国の一般に認められた会計原則

参考文献

"International Financial Reporting Standard 7- Financial Instruments: Disclosures" - The International Accounting Standards Board, August 2005 / amended September 2014

International Accounting Standard 8 - Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors" -

International Accounting Standards Board, December 2005

"International Accounting Standard 1- Presentation of Financial Statements" – International Accounting Standards Board, September 2007 / amended December 2014

"International Standard on Auditing 540 - Auditing Accounting Estimates" - International Auditing and Assurance Standard Board, December 2007

" International Financial Reporting Standard 9 - Financial Instruments" - The International Accounting Standards Board, July 2014

*Supervisory Guidance on Model Risk Management*¹¹ - Board of Governors of the Federal Reserve System Office of the Comptroller of the Currency, SR Letter 117, April 2011

"External Audits of Banks" - Basel Committee, March 2014.

"Corporate Governance Principles for Banks" · Basel Committee, July 2015

"Impact of Expected Credit Loss Approaches on Bank Risk Disclosures" - The Enhanced Disclosure Task Force, November 2015

"Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses" - Basel Committee, December 2015

"An Update on the Project and Initial Thinking on the Auditing Challenges Arising from the Adoption of Expected Credit Loss Models" - International Auditing and Assurance Standard Board, March 2016

"The implementation of IFRS 9 impairment requirements by banks" - Global Public Policy Committee, June 2016

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームあるいはそれぞれの関連事業体(総称して“デロイト ネットワーク”)の社員・職員のための、内部限の資料です。その趣旨に反して、本資料を利用して生じることのある損失等に対し、デロイト ネットワークの社員・職員の責任に帰するものではありません。



IS 659126 / ISO 27001